

## 令和4年第8回我孫子市農業委員会総会会議録

### 1. 日 時 場 所

令和4年8月5日（金）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

### 2. 委員の現在数

10名

### 3. 出 席 委 員

2番 大 井 栄 一

3番 中 野 栄

4番 三 須 清 一

5番 宮久保 勝

6番 森 茂

7番 川 村 泉 治

8番 根 本 博

9番 大 炊 三枝子

10番 田 口 忠

### 4. 欠 席 委 員

1番 正 木 善 昭

### 5. 出席事務局職員

局 長 柏 木 幸 昌

農 地 係 長 遠 藤 幸 廣

主 任 主 事 片 桐 圭 悟

主 査 富 塚 隆 則

### 6. 会議に付した議案等

#### 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

#### 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について

- 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する  
専決処分について
- 報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について
- 報告第 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 5 号 生産緑地のあっせんについて

**三須清一会長** 本日は、お忙しい中、委員さん方には総会に御出席いただき御苦労さまです。また、7月の農地パトロールにおいても、暑い中御苦労さまでした。

ただいまから令和4年第8回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員9名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

10番 田口忠委員

2番 大井栄一委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の片桐主任主事を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

**事務局** それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、御審議いただく案件は、議案第1号から議案第3号までの合計3議案についてです。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件。

議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」新規設定2件、再設定3件。

議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」2件です。

以上で議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**三須清一会長** 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

なお、〇〇〇〇委員が関係者となっております。〇〇〇〇委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限があります。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年8月5日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料も1ページからとなります。

整理番号1番の申請地は、〇〇字〇〇地先の地目田3筆、面積は2,412平方メートルの

賃借権を設定するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇の東側約200メートルに位置しています。位置図は議案資料の3ページを御覧ください。

譲受人は〇〇〇〇の農業者で、譲渡人は〇〇の方です。賃借契約期間の終了に当たり、農業経営基盤強化促進法に基づく更新ができないため、農地法第3条の規定による農地の賃借権を設定するものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**大炊三枝子調査会長** 議案第1号について、調査結果を報告します。

第2調査会で譲受人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

譲受人の経営耕作面積は、借受地を含め約8.38ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間250日です。トラクター、田植機、コンバイン等をそろえています。

経営農地については全て効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑に入ります。

なお、〇〇〇〇委員が譲受人となっております。

先ほど申しましたとおり、〇〇〇〇委員は農業委員会会議規則第14条に基づき、議事参与の制限がありますので、退出していただきます。

(〇〇〇〇委員退室)

議案第1号について、御意見がある委員は挙手をお願いします。

**中野栄委員** 賃借料が10アール当たり〇万円ですが、高くないですか。

**三須清一会長** 私のほうからいいですか。

この前も調査会の現場で、皆さんから同様の意見がありましたが、譲受人から今までどおりということで納得済みとの説明がありました。

**中野栄委員** そうですか、分かりました。

**三須清一会長** 他にございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号については原案どおり許可することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員を入室させてください。

(〇〇〇〇委員入室)

**三須清一会長** 次に、議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」、下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画(案)について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年8月5日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。議案資料は7ページからとなります。

整理番号1番、使用貸借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目畑4筆、合計面積は3,919平方メートルです。権利の設定を受ける者は、〇〇〇〇〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇〇〇〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は無償です。

整理番号2番の賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑4筆、合計面積は2,237平方メートルです。権利の設定を受ける者は帝人ソレイユ株式会社で、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は10アール当たり〇,〇〇〇円です。

整理番号3番、賃借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑7筆、面積は6,817平方メートルです。権利の設定を受ける者は株式会社歩屋で、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は1年間、借賃は10アール当たり〇万円です。

整理番号4番、使用貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑2筆、合計面積は1,599平方メートルです。権利の設定を受ける者は帝人ソレイユ株式会社で、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は無償です。

整理番号5番、使用貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑2筆、合計面

積は990平方メートルです。権利の設定を受ける者は帝人ソレイユ株式会社で、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は無償です。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、大炊第2調査会長から議案第2号の調査結果についての報告をお願いします。

**大炊三枝子調査会長** 整理番号1番、権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約2.98ヘクタールで、農業従事日数は、本人と父が年間300日、母が280日、妻が200日、祖母が60日です。トラクター、コンバイン、農用自動車等をそろえています。

次に、整理番号2番、整理番号4番、整理番号5番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地のみで0.97ヘクタールです。農業従事日数は、スタッフ2人が年間240日です。

整理番号3番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約0.88ヘクタールです。農業従事日数は、本人が年間260日で、妻が160日です。耕運機、管理機をそろえています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号については原案どおり決定することとしました。

**三須清一会長** 次に、議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」審議したと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の6ページをお開きください。

議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」、下記のとおりこの会の意見を求めます。

提出日、令和4年8月5日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。議案資料は16ページからとなります。

整理番号1番の所在地は、〇〇字〇〇地先の地目畑1筆、現況宅地、面積は308平方メートルです。所在地は、〇〇〇〇〇〇〇の北西側約300メートルに位置しています。

土地の名義人は〇〇の方です。所有者は、平成20年10月に相続により取得しました。20年以上前から居宅として利用され、農地に復元することが著しく困難なため、非農地について審議するものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**大炊三枝子調査会長** 議案第3号整理番号1番について調査結果を報告します。

第2調査会では、申請人及び代理人立会いの下、現地を確認し、審議しました。

当該地は、20年以上前から居宅として利用され、農地として復元することが困難であることを確認できました。

第2調査会では、議案第3号整理番号1番は全員一致で非農地と判断しました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第3号整理番号1番に対する質疑に入ります。

御意見のある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号1番は原案どおり非農地として判断することとしました。

引き続き、議案第3号整理番号2番について、事務局より説明をお願いします。

**事務局** 整理番号2番の所在地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑2筆、面積は2,131平方メートルです。所在地は、〇〇〇〇〇〇〇の西側約900メートルに位置しています。土地の名

義人は〇〇〇〇〇〇の方です。

現況は、整理番号2の2番は、昭和63年3月10日に分家住宅用地として転用許可を受け、その後宅地として利用され、現在も住宅が建っておりますが、地目変更を行っていない土地です。

整理番号2の1番は、土地が不整形であり、長年放置されたため、一部樹木が繁茂しており、その土地の周囲の状況からも、農地として復元しても継続して利用することが困難と見込まれることから、非農地について審議するものです。所有者は、令和3年6月に相続により取得しました。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**大炊三枝子調査会長** 整理番号2番について調査結果を報告します。

第2調査会で現地を確認し、審議しました。

整理番号2の2は、転用許可後も住宅として利用されていることを確認してきました。

整理番号2の1は、一部樹木が繁茂しており、周囲の状況からも農地として復元しても継続して利用することは困難であることを確認してきました。

第2調査では、議案第3号整理番号2番は全員一致で非農地と判断しました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第3号整理番号2番に対する質疑に入ります。

御意見のある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号2番は、原案どおり非農地として判断することとしました。

**三須清一会長** 続いて、報告事項に移ります。事務局、報告をお願いします。

**事務局** それでは、報告いたします。

報告は第1号から5号までの5件です。



報告第1号は、「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、2件受理しました。届出事由は、自己住宅及び長屋の建築です。

報告第2号は、「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、7件受理しました。届出事由は、住宅が5件、宅地分譲が2件です。

報告第3号は、「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、3件受理しました。届出事由は相続です。

報告第4号は、「農地法第18条第6項の規定による通知について」で、1件受理しました。届出理由は、土壌が悪く、作物がうまく育たなかったためです。

報告第5号は「生産緑地のあっせんについて」で、2件受理しました。

令和4年6月総会において生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の申請があり、証明相当となりました〇〇〇字〇〇〇〇〇番〇及び〇番、合計2筆、合計面積は1,830平方メートルで、所有者は、〇〇〇の〇〇〇〇さんの生産緑地について市へ買取りの申出があり、市役所公園緑地課より市内農業従事者へ取得のあっせんについて依頼がありました。

申出地の概要は、別紙資料の1のとおりで、買取りの希望価格は全面積で〇〇円です。案内図は別紙資料の1の裏面になります。

同じく令和4年6月総会において、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の申請があり、証明相当となりました〇〇〇〇〇〇〇番〇及び〇〇〇〇番〇番、合計2筆、合計面積は575平方メートルで、所有者は、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんの生産緑地について市へ買取りの申出があり、市役所公園緑地課より市内農業従事者へ取得のあっせんについて依頼がありました。

申出地の概要は、別紙資料2のとおりで、買取りの希望価格は全面積で〇円です。案内図は別紙資料2の裏面になります。

買取り価格については、買取り希望者が出てきた場合に改めて不動産鑑定をし、買取り価格を設定することになります。お知り合いの農業者の方にあっせんしていただき、買取りを希望する農業者がいましたら、8月29日の月曜日までに事務局まで御連絡ください。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 報告第1号から5号について、何か御意見がありましたら挙手をお願いします。

**中野栄委員** 報告第4号についてですけれども、作物がよく育たなかったと書いてありますけれども、何を作ったのですか。

**三須清一会長** 暫時休憩いたします。

それでは、再開いたします。

事務局、説明をお願いします。

**事務局** お答えします。

当該農地ではない、近くのほぼ同立地状況の農地において作物が育たなかったというところから、当該農地についても作物が育たないであろうというところで、今回解約に至ったという経緯になっております。

作物については分からないというところです。

**中野栄委員** そもそも、何ていいますか、もう少し努力して、作付してもらうことはできないですかね。例えば水が絞られてくるのであれば、道路の下に少し溝を掘って、下へ行かないようにするとか。安易に借りて、簡単に返されても、貸したほうも困ってしまうのではないのでしょうか。何か簡単に農業ができると思われ過ぎていると思います。確かに今年は春先の雨が多かったので、多分仕方がないとは思いますが、それなりにやはり、作物って努力しないと作れないと思うので、作物を作れるような状態に努力してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

**事務局** 解約に関しては、当事者間で合意がありましたので解約できるというところはあると思います。ただ、委員がおっしゃったような御意見も正しいと思いますので、その点については、今回利用権の設定ということで窓口が農政課になっておりますので、事務局のほうから、そのような意見があったということでお伝えさせていただければと思います。

**中野栄委員** 分かりました。

**三須清一会長** ほかにございませんか。

(なし)

ほかにないようですので、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和4年第8回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。